

岐阜市立長良小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「長良小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒の係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正を踏まえた基本方針である。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）
（平成29年3月16日改訂）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に應じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

①いじめは、絶対に許さない。

- ・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得るもの。

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと常にいじめの克服を図る必要がある。

③いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくいものである。

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、児童たちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

《子どもたちへの4つの約束》

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| ① どの子も全力で応援する。 | →誰も一人ぼっちにさせない。 |
| ② いつでも、どんな相談も聞く。 | →どんなことも受け止める。 |
| ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。 | →いじめはみんなで必ず止める。 |
| ④ 相談されたら、その日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう。 | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。 |

いじめについては、「どの児童にも、どの学校においても起こり得るものであり、誰もが加害者、被害者になり得る可能性がある」という認識をもち、特に以下の点を踏まえて指導にあたる。

- ・全教職員が、何事にも優先する事案であるという認識をもって、早期発見、早期対応に努める。
- ・全教職員が、「いじめは、絶対に許さない」との強い認識に立っていじめられている児童の立場に立った親身となった指導を徹底する。
- ・全教職員で情報を共有し、管理職の指導のもと組織的に対応し、問題の解決に向けて、一体となって真剣に取り組む。
- ・いじめの問題が解決したと即断するのではなく、その後も継続して見届け、聞き取りを行い、保護者との連携を図りながら、折に触れて必要な指導を行う。
- ・いじめの問題については、積極的な生徒指導を心がけ、誰とでもよりよい関係を築いていこうとする心を育てる機会であるにとらえ、指導を行う。

（６）保護者の責務など

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）

- ・年間を通して「いじめを見逃さない日」を毎月３日に、「いじめ防止強化週間」を６月２４日から７月３日に位置付けて、「いじめを見逃さない学校」に向けて、子ども達自身が考えて取り組んでいけるようにする。
- ・個の習熟度を見るだけでなく、個の変容を確実に見届けることで、全ての児童が、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、学び合い、認め合いを大切にした教科指導を充実させる。
- ・「くらし（学級活動）」において、児童自らが自分たちの生活をよりよくしようと主体的に問題解決に取り組むことができるよう指導する。また、仲間のことを傷つけるようなことについて考える話し合い活動を実施する。
- ・「よさ見つけ」を通して、児童が、仲間から認められることによる存在感や所属感、集団生活の向上に寄与しているという有用感が育まれるようにするとともに、学級で活躍できる場を大切に指導する。
- ・児童と共に行動し、共に遊ぶ中で、児童のわずかな心の変化に気付き、「学級・学校に居場所がある」ことが感じられるような声かけをする。

（２）安心感を生み出す指導

（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・朝や帰りのいぶきの時に、児童同士で互いのよさを認め合える時間を設けることで望ましい人間関係が築けるようにする。
- ・毎日のここタンや各種アンケート結果を、担任だけでなく、その他の職員も一緒に確認することで児童達の声を確実に受け止められるようにする。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示をしたり、「４つの約束」について放送等で繰り返し確認したりすることで、児童が安心して過ごせるようにする。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・一人ひとりの児童に豊かな心が育まれるよう、児童の心に感動を与える体験学習（ふるさと学習等）や行事等を積極的に取り入れる。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりに命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育などを通して生命の尊厳への理解を深める。
- ・教育活動全体を通じて、誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を意識し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（４）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の４点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童が自己肯定感、自己有用感、自己存在感を味わうことができるように努め、毎日の指導にあたる。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。（進路指導・キャリア教育）
 - ④ お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を児童自らつくり上げることができるよう、支援する。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットの危険性や情報端末による被害などについて、警察、専門家等の外部講師にも依頼をして情報モラル講習を実施し、具体的な事例をもとにした直接的な指導を行う。
- ・保護者に対しても、情報モラルに関する啓発に努める。

（６）保護者との協力態勢の確立

- ・PTA総会や学校ホームページ等を通じて、いじめ問題についての保護者の理解、学校の指導方針等の啓発に努める。
- ・日頃から、児童の様子を保護者に積極的に伝え、共に考え合っていくようにする。
- ・保護者懇談会で、インターネット上のトラブルやSNSの使い方等、情報モラル

について啓発する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・いじめがあったときに傍観者とならないよう、スクールカウンセラーとも連携を図って SOS の出し方に関する教育を行ったり、つながり BOX を設置したり情報提供アンケートを実施したりする。
- ・児童自身が、いじめ発生時の対応の仕方が分かるように、ロールプレイング方式で、いじめ発生時対応演習を行う。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集

- ・いじめ等問題行動の早期発見・早期対応ができるよう、児童と共に遊んだり活動したりして児童のわずかな変化の把握に努める。
- ・自宅で回答する心のアンケートやいじめアンケートをそれぞれ年間 3 回実施し、児童のわずかな変化を把握できるよう、複数の職員で確認する。
- ・アンケートを実施する際には、保護者配信メールで周知をし、一人ひとりが安心して生活できるよう、正直に回答することや、保護者が見届けるよう啓発する。
- ・アンケート記入の有無に関わらず、全児童と担任で個別懇談「まなざし」を行い、児童のわずかな変化の把握に努める。
- ・ここタンの「聞いてほしいボタン」を活用し、児童が一番相談しやすい職員と、いつでも話ができるようにする。

(3) いじめの疑いがある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・心のアンケートやいじめアンケート等でつかんだいじめの疑いがある情報は、学年主任、いじめ対策監に伝え、管理職と情報共有し、「長良小学校 いじめ未然防止等対策委員会」で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換に努め、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員と協力して、校内協力体制を整える。
- ・いじめ対策監による見守り（校内巡視）を行い、迅速かつ組織的に対応をする。
- ・役割分担と具体的な手立てを明確にして、スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応を心掛ける。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にする。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応するため、生徒指導主事兼教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・心・いじめアンケート実施後に全児童を対象に個別懇談「まなざし」を行い、実

態把握を確実に行うとともに誰にでも気軽に相談できる雰囲気をつくる。

（５）教職員の研修の充実

- ・ いじめ問題に対する研修は、喫緊の重要課題ととらえ、年度当初の職員会で長良小学校いじめ防止基本方針を理解することや夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行う。
- ・ いじめ発生時の対応練習を位置付け、ロールプレイング方式で行うことで、具体的な対応の仕方について研修を行う。
- ・ いじめ問題の事案があった際には、職員打合せ等の機会を活用して、情報の共有に努め、その事案から学ぶべき教訓について理解を深める。
- ・ いじめ問題に対する教職員の資質向上のため、文部科学省や県教育委員会等が発行する各種資料の活用に努める。

（６）保護者・地域との連携

- ・ 学校の「いじめ防止基本方針」は、保護者にも配付し、ホームページに掲載する等、周知に努めるとともに、理解と協力を求める。
- ・ 保護者に、児童のよさを積極的に伝えとともに、保護者からの相談については個別懇談「はぐくみ」を実施するなど、共に考えるスタンスを大切にする。
- ・ 事案発生時（いじめの疑い段階でも）には関係する児童の保護者へ確実に情報提供を行う。

（７）関係機関との連携

- ・ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込むことなく、教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等関係機関と連携し、被害者や加害者への支援・指導を行う。
- ・ インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにし、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置＜必置＞

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

【学校いじめ防止等対策推進会議の構成員】

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ対策監、主任いじめ対策監、保健主事、人権主任、養護教諭、特別支援コーディネーター
学校職員以外：PTA会長、学校運営協議会委員、長良民生児童委員会会長

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係わる相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童及びその保護者の支援並びに加害児童の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

5 長良小学校いじめ防止プログラム

月	取 組 内 容	外部とのかかわり
4 月	・職員研修会（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等の引継） ・入学式、始業式等での校長講話 ・担任第一声とここタンの活用について ・学校運営協議会・学級懇談会等で方針説明 ・主任いじめ対策監、SC、スクール相談員、ほほえみ相談員の紹介と挨拶	・「方針」の確認 ・SC、S 相等との連携
5 月	・つながりカードとつながり BOX の活用について ・PTA総会での「方針」説明（保護者の役割の説明を含む） ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・学校だより、HP等による「方針」等の発信 ・心のアンケート①と個別懇談「まなざし」	・「方針」の発信
6 月	・「いじめ防止強化週間」の実施（6/24～7/3） ・命の尊さに関わる道徳 ・スクールカウンセラーによるSOSの出し方に関する教育① ・いじめについての考え発表 ・学級懇談会における「いじめ防止強化週間」の取組説明	・SCとの連携
7 月	・いじめについて考える日（学級活動・道徳・集会）3日 ・児童主体の話し合い活動 ・いじめアンケート・情報提供アンケート①と個別懇談「まなざし」 ・保護者懇談①「はぐくみ週間」 ・デジタル・シティズンシップ学習	・第1回県いじめ調査 ・デジタル・シティズンシップ講話 KDDI
8 月	・岐阜市生徒会サミット ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・職員研修会（ご遺族の講話）	
9 月	・「あったかい言葉かけ運動」の取組 ・いじめについて考える道徳・学級活動 ・職員研修会（事例を基にした対応研修）	
10 月	・心のアンケート②と個別懇談「まなざし」 ・学校だより等による取組の報告 ・いじめ発生時対応演習（ロールプレイング）	
11 月	・「ひびきあい活動」に向けた取組（全校での人権教育の取組） ・12の人権課題を扱った学級活動① ・いじめアンケート・情報提供アンケート②と個別懇談「まなざし」	・人権啓発センター
12 月	・東長良中学校区生徒会サミット	・東長良中・長良東小

	・「ひびきあい活動」(みずのわ祭り) ・スクールカウンセラーによる SOS の出し方に関する教育② ・第3回「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・保護者懇談②「はぐくみ週間」	・第2回県いじめ調査 ・SC との連携
1 月	・職員研修会 (いじめ防止対策の取組の振り返り) ・岐阜市いじめ防止対策推進条例についての学習 ・心のアンケート③と個別懇談「まなざし」 ・児童主体の話し合い活動 ・命の尊さに関わる道徳	
2 月	・1 2 の人権課題を扱った学級活動② ・いじめアンケート・情報提供アンケート③と個別懇談「まなざし」	・人権啓発センター
3 月	・1 年間の振り返りと今後の目標について考える話し合い ・第4回「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・学校だより等による次年度の取組等の説明	・第3回県いじめ調査 問題行動調査 (文部科学省)

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「学校いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議において、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童、保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは絶対許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

※別紙フロー図

(2)「重大事態」と判断された時の対応（法第 28 条、条例第 20 条に基づいて明示）

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・ 岐阜市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、岐阜市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、岐阜市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・ いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の 3 点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組に関すること
 - ② いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
 - ・ 保護者から「いじめがあった」等の申立があった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケート質問票の原本等の一次資料及びアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料さらに調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を 5 年（卒業後）とする。
- 指導記録について
 - ・ 1 事案 1 ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）
- 校種間、学年間での確実な引継ぎ
 - ・ 個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編制や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。